

KANSAI GAIDAI UNIVERSITY

カナダにおける教育関係者の専門職団体の設立とその変質過程に関する考察：
ブリティッシュ・コロンビア教師協会の事例を中心として

メタデータ	言語: jpn 出版者: 関西外国語大学・関西外国語大学短期大学部 公開日: 2021-09-24 キーワード (Ja): 教育関係者の専門職団体, British Columbia College of Teachers, General Teaching Council for Scotland, Professional Self-Regulation for Teachers キーワード (En): 作成者: 藤田, 弘之 メールアドレス: 所属: 関西外国語大学
URL	https://doi.org/10.18956/00008001

カナダにおける教育関係者の専門職団体の設立とその変質過程に関する考察

— ブリティッシュ・コロンビア教師協会の事例を中心として —

藤 田 弘 之

要 旨

本稿は教育関係者の専門職団体であるスコットランド総合教職評議会 (General Teaching Council for Scotland、以下GTCS) を参考に設立されたブリティッシュ・コロンビア教師協会 (British Columbia College of Teachers、以下BCCT) が、如何なる経緯で設立され、どんな活動を展開したか、またその過程で如何なる問題が生じたか、その挫折要因は何か等について論ずることを目的とする。GTCSは歴史上最初に設立された専門職団体であり、これまで教師の専門職としての地位の確立・向上に大きな役割を果たしてきた。GTCSの仕組みや活動は次第に注目され、イギリス連邦の一定の国で類似の団体が設立された。BCCTはこうして設立された最初の団体であった。それは設置後種々の問題を生じ教育省の一部に吸収されていった。本稿はこの変質過程を辿り挫折の要因を探った。

キーワード：教育関係者の専門職団体、British Columbia College of Teachers、
General Teaching Council for Scotland、Professional Self-Regulation for Teachers

1、はじめに

本稿は教育関係者の専門職団体であるスコットランド総合教職評議会 (General Teaching Council for Scotland、以下 GTCS) を参考に設置されたと考えられるカナダ、ブリティッシュ・コロンビア教師協会 (British Columbia College of Teachers、以下 BCCT) がどのような経緯で設立され、それは設立後どのような活動を展開したか、またその過程でどのような問題が生じ変質していったかを明らかにし、その挫折の経緯を考慮しつつプロトタイプであるGTCSと比較して専門職団体の在り方検討の一助にすることを目的とする。

さて、専門職の本質やあり方などの問題についてはこれまで多数の議論があり、関係文献も膨大である。しかしこうした議論において専門職倫理の確保や資質能力向上のための自己規制の専門職団体の存在が重要であることは、大方一致している。すなわち、医師や法律家などに見られるように、当該専門職に就くためには関係専門職団体への加入を条件とし、その団体は加入資格を設定し、倫理基準を定め、不法行為を行ったり職務能力に劣る場合は、当該団体の基準に基づいて処分除名する。こうした手続きによって不適格者を自律的に排除あるいは規

制し、専門職としての質や地位を維持向上させることが目指されてきた。政府は公益確保のために必要とみなし、19世紀以後結成される専門職団体にこの種の自己規制権限を与えてきたが、それにより専門職としての地位が確立されてきたのである。

教師の専門職としてのあり方についても多数の議論がある。その一環でその地位を確立し向上するために既成専門職に倣った専門職団体を設立し、こうした団体が教師の資質能力や適格性の維持向上を図るべきとする議論がある。しかし教師の場合こうした問題については、近代公教育成立以後中央、地方の政府が担ってきており、政府による統制は今日でも多くの国で行われている。公教育制度が発展する過程で、教師の勤務条件や給与の改善を目指す教員組合が結成され、こうした組合が同時にその活動の一環として教師の資質能力に関わる自己規制的役割を担おうとしたが具体化することはなかった¹⁾。

教員組合とは異なる教育関係者の専門職団体を設立しようとする動きは19世紀初めより見られるが、歴史上はじめて設立されたのがGTCSであった。すなわち、スコットランドにおいて1965年にそれまでに生じていた無資格教師問題解決のためにGTCSが設立された。以来GTCSは政府から一定の独立を保ち、教師の登録制度の維持、不法行為を行った教師の処分、教師教育課程の認証、試補生制度の実施、登録済み教師の職能成長支援、専門職基準の策定などの職務を果たしてきた。そして、2012年に政府から完全に独立するとともに、今日では教育政策形成過程にも大きな影響力を持ってきている。このようなGTCSの仕組みは次第に注目され、1980年代以後主としてイギリス連邦の一定の国々に影響を与え同種の団体の設置に繋がった。このうち最も早かったのが1987年に設置されたカナダのプリティッシュ・コロンビア教師協会であった。

アダムス (Adams, T.L.) は「専門職としての活動がサービスの提供、サービスの質、統治などに関する国家の利害関係と一致したために歴史的に自己規制的専門職が確立されたとするならば、20世紀の中期から後期までに、その状況は変化した。専門職集団は消費者や国家による無数の批判を受けることになった」と述べ (Adams 2017: p.75)、自己規制団体が種々の批判に曝されその在り方が大きく変化してきたことを指摘している。本稿が主題とするBCCTは1987年に設置されたいわば後発の専門職団体であり、こうした専門職団体の変容する中で設立されたものである。それは単に専門職のための自治的組織といったナイーブなものではなく、政治的意図をも持って設置されたものであり、設置後の活動や改革の方向性を見てもいわゆる本来的な意味の自律的専門職団体とは相違があると考えられる。

BCCTは1987年の教育専門職法 (Teaching Profession Act) によって設立され、この団体が教育専門職を自己規制し、資質能力の維持向上及び適格性の確保のための役割を果たすことを期待された。しかし、BCCTの設立の経緯、また設立後の諸活動には複雑な政治力学が作用した。すなわち政府は教員組合対策や新自由主義的教育政策とも絡めてこの設立を意図した。

また設立後は BCCT の活動に既存の教員組合連合体であるブリティッシュ・コロンビア教師連盟 (British Columbia Teachers' Federation、以下 BCTF) が介入しコントロールしようとした。こうして専門職団体としての BCCT は本来の職務を十全に果たせず、その活動は政治的思惑も絡んで順調に進まず、またその展開の過程で変質し批判が生じ、やがて2011年に実質的に教育省の一部に吸収されていった。

今日急速にグローバル化が進むとともに、教育制度や政策の移転は多くの問題で急激に進んでいる。その際、モデルとなった国の風土や国情と参考にした移転先の国のそれらが異なり、制度が定着せず、必ずしも成功していない場合も多くみられる。ケンデル (Kendel, D.) は「ブリティッシュ・コロンビア (以下、BC) における BCCT の失敗の歴史は、一つの専門職が、それが支持しないような規制過程を覆し、妨害をなしうるような、公然たるかつ隠然たることのすべてについて魅力的な事例研究である」(Kendel 2013: p.45) と述べているが、こうした視点からの検討は教育関係専門職団体の在り方を探る上で重要であると考えられる。

本稿は GTCS の制度を参考にして設置された BCCT を対象にすえ、この BCCT の設置経過を辿り、設置後の活動の展開、その挫折に至る経緯や要因を探るとともに、今日順調に作動し大きな影響力を持っていると考えられる GTCS と比較しつつ、こうした専門職団体の在り方を検討する一助にしようとするものである。

この主題に関わる先行研究であるが、我が国において BCCT の問題を扱った論稿はないと思われる。カナダにおいてはグレッグ (Glegg, A.R.L.) が BCCT の歴史的展開の概要を述べている (Glegg 1992, 2013)。ただ彼はこれが設立される経緯や背景については述べていない。この他ブリティッシュ・コロンビアの教育制度や政策について書かれた論文や著書の一部で BCCT に言及されている。しかしこれを体系的包括的に扱った論考は、管見の限りないと思われる。本稿はこれらの研究物を参考にし、BC 政府関係文書をあわせて吟味検討し、上記の主題について明らかにしようとするものである。

なお、BCCT 関係の文書はすでにウェブ上で削除されたものが多く、また現下のコロナ禍で現地の図書館や文書館を全く利用することができず、必要な資料を調査し入手することができなかつた。したがって、これまでに入手出来た限りの資料を基礎に論ずることを断っておく。

2、ブリティッシュ・コロンビア教師協会の設立経緯

19世紀において BC を含むカナダの教師の専門職としての地位は不安定であり、勤務条件も悪く、さらに教師としての資質能力は低かった。20世紀に入り徐々に改善はなされたものの不十分な状況はその後も続いた。シーハン (Sheehan, N.M.) とウイルソン (Wilson, J.D.) は、1910年代の教師の状況について次のように述べている。「給与は確実に乏しく、教師の仕事は

厳しく監督された。その意味で教育職は専門職ではなかった。教育職は、地位が低く、自律性がほとんどなく、厳しい監督を受け殆ど教育的な要件を必要としない労働者階級の仕事と類似していると議論できる。火をおこすことや学校を掃除することのような肉体労働が教師に期待された。文書の仕事が増えたが、その多くは機械的事務的なものであり、他の専門職によってなされたような類の仕事ではなかった。少なくとも初等学校での教育活動は正確には精神的な仕事ではなかった。・・・」(Sheehan/Wilson 1994 : p.25-26)

彼らはさらに1925年に出された調査結果の中の次のような教師の状況を紹介しつつ、その非専門職の状況について述べている。「あまりにも多くの未婚の男子教師、特に田舎の学校の教師の未熟性、視野や専門職としての誇りの欠如、学問的かつ専門的資格の欠如、法的に最低限のこと以上に専門的な訓練を受ける意欲のなさ、経験不足、あまりにもしばしば学校を変わる傾向・・・」(Sheehan/Wilson : ibid.)

上述のような教師の非専門的な状況が続く中で、それを改善すべく教員組合が結成されていったが、やがて1917年にBCの教員組合の連合体であるBCTFが結成された。BCTFは教師の地位を高めること、教師の給与や年金の改善等の福利を推進すること、教育の在り方に関わる立場を確立しそれを推進することを目的としていた。そして設置後、給与や勤務条件の改善のための活動に取り組み、そのために団体交渉を行い、また時に非合法的な争議行為を行ってきた。1947年には、BCTFの会員でなければ教師になれないといういわゆるクローズドショップを認めさせた。これは1971年にいったん取り消されたが、1973年に再びそれを回復させた。このようにしてBCTFを中心として教員組合は教師の勤務条件の改善と地位の向上のための活動を進めていったのである。

ところでシーハンとウイルソンは比較的早い時期にカナダにおいて教師の専門職団体を設立すべしという主張を行った人物が政治学者のマキノン (MacKinnon, F.) であると述べている。(Sheehan/Wilson 1994: p.27)。マキノンは1960年に、「国家は学校に対してその何らの権限も与えていない。教育専門職は国家によって訓練され、免許を与えられ、雇用され、査察を受けまた指示されている一種の下請けの製図屋である」と述べ (MacKinnon 1960 : p.4)、また「教職は、国家がその訓練及び免許を統制している唯一の専門職である。法律、医学、神学等において、その要件は大学と専門組織によって共同で設定されている。免許は大学による資格証の後に専門職によって与えられている。・・・政府は公務員が関係することが予想される場合さえも、これらの分野にほとんど、あるいはまったく役割を果たしていない。しかし、教師の免許は国家の許可証であり、専門職の証明書ではない」と論じている (MacKinnon 1960: p.89)。そして、彼は、カナダの医師や技師や法律家のように、教師は資格証、規律、専門職としての職能成長などに関してその専門職団体によって自己規制され、真の専門職として確立されるべきことを主張している (MacKinnon 1960: pp.173-174)。

カナダにおいては、19世紀に教育関係の専門職団体を設立する動きがあったが、これが本格的に議論されるようになるのは、第2次大戦以後であった。特にオンタリオでは1944年に教育専門職法が成立し、教員組合の連合体であるオンタリオ教師連盟（Ontario Teachers' Federation、以下 OTF）が設立された。この連盟は教師の給与や勤務条件の改善、地位向上などを目的としたが、同時に教師の専門職基準を定め不法行為に対する懲戒の役割を担った。OTFはその傘下の連合体と並んで活動を展開する中で、労働基本権を獲得し、給与や勤務条件改善のための活動を進めるとともに、自らを自律的専門職団体として、教師の資質能力や適格性に関わる他の諸問題についても役割を担うべく活動を展開していった。教師の自己規制的専門職団体を設置すべきという提案は、1950年代以後政府関係の委員会の報告書で取り上げられたが、政府はそれらを拒否し、これに対応することはなかった。1980年代初めには、政府から教師が会員になることを義務的にする専門職協会と、団体交渉などに責任を持ち加入が任意の団体の2つのグループに分けることに同意することを条件として、完全な自己統治の役割を持った教師の専門職協会を設立することが提案されていた。しかし教師側は両者が一体となった組織を主張しこれを拒否していた。BCにおいて1980年代までに政府関係の機関や委員会がこの問題を取り上げたという事実は確認できなかった。しかし、OTFと同様に、BCTFもまたその活動を展開する中で、勤務条件の改善とともに、教師の資質能力の向上や適格性確保の役割を一体的に担うことを主張し、教育省と話し合いがなされた。しかし、それが実現することはなかった。

BCにおいて政府とBCTFの関係は対抗的なものであったが、1980年代に入ると新自由主義的な教育政策を進め、特に公費抑制を図る政府とこれに対抗するBCTFの間で教育政策めぐって学校戦争が激しくなった（Whiteley 2017: pp.24-39）。1980年代は、BCにおいて社会信用党（Social Credit）の右派の中央政府と左派の教師組織の対立が激化した時期であった。また組合が労働団体としての権利をより強固にしようと活動した時期でもあった。これまで制限されていた団体交渉の対象事項をより完全なものにすべく運動が行われ争議行為が生じた。BCTFは1985年に団体交渉権の制限は権利・自由憲章（Charter of Rights and Freedoms）に違反するとして裁判所に提訴した。政府はこれに敗訴の可能性があることから、先手を打つべく対応策を検討したが、こうして1987年に導入されたのが労使関係改革法（Industrial Relations Reform Act）と教育専門職法の2つの法律であった（Slinn 2011b: pp.2-5）。

このようにして1987年に教育専門職法が成立し、これに基づき北米大陸では初めてとなる教師の専門職団体であるBCCTが設置されることになった。この法律は同年成立した労使関係改革法（Industrial Relations Reform Act）と抱き合わせで制定されたものであった²⁾。すなわちこれらの法律は、教員組合のストライキ権を認め、団体交渉権を保障しその対象となる事項を大幅に拡充した。しかし同時にそれまでBCTFの会員であることが教師雇用の条件と

されてきたいわゆるクローズドショップ制を廃止し、組合への加入は任意とされた。また地方において、組合に加入することもそれ以外の専門職団体に加入することも自由になった。さらに校長や副校長、その他の管理職はBCTFの会員になることは認められず、これら管理職の雇用条件は当局との個別契約によって決められることになった。こうした諸規定とともに、BCCTの会員であることは教師の雇用条件となり、教育関係者全員の義務とされた。

教育関係者の専門職団体は本来、専門職性に関わる資質能力や適格性につき自己規制する自治組織であり、教師の自律性を尊重しようとするものである。BCCTも制度上こうした特徴を持っており教師の専門職化を進めようとする側面はあった。しかし上で見たように1987年に教育専門職法が成立し、これに基づきBCCTが設立されることになった背景には、政府が教員組合対策としてこれを推進しようとした強い意図が窺える。政府はBCCTの設立により、教師に関わる専門職としての活動を組合の活動と分離しようとしていた。またこのことにより、BCTFの影響力を抑えようとしたのである（Bowman and others 1994: p.10）。このようにBCCTは政府とBCTFの対立が激化する中で、組合対策の1つとして導入されたものであった。

BCCTの設立はまた、当時の政府が進めていた新自由主義的な民営化政策の一環でもあった。すなわち、教師の認証や懲戒問題を政府の所管から専門職団体に移すことにより経費削減する意味もあった。これについてシーハン等は「・・・社会信用党政権は既に多くの政府のサービスを民営化する政策を採用している。政府は認証や懲戒に関する統制を持った独立した協会を設立することによってそのコストを減らした。専門職統制の対価は会費制の導入である。従って、教師は現在かつて政府が提供していた認証サービスのために支払いを行っている」と述べている（Sheehan/Wilson 1994: p.30）。

ところで1987年の労使関係法や教育専門職法は関係者との十分な相談も公聴もなされず、突然に議会上程されたと言われている。また組合関係者はもちろん教育省の教師資格部長ですら、上程されるまで知らなかったとも言われている。スリン（Slinn, S.）によれば、「公的諮問も労働大臣の知識もまた参加もなく、首相の指示の下で、・・・主に少数の民間会社の法律家のグループによって秘密裏に起草された」という（Slinn 2011a:p.54）。当時副教育大臣の補佐をしていたフレミング（Fleming, T.）はその理由を政府がBCTFを信用していなかったためとしている。彼によれば「組合との学校戦争が長く続いていた。政府は議論する問題としてBCCTに関わる提案を出すことによって前もって秘密を明かすことを恐れた」のであり（Whitley 2017: p.34）、組合の反対を恐れ確実に立法化するためであったと考えられる。つまりこれらの立法は政府主導でなされたのであった。

グレッグは、「BCCTはGTCSの方向性に沿ってこれをモデルに設立された」と述べ、また看護師や内科医、外科医などの協会によって遂行されている諸機能を実施することを意図

されたと論じている (Glegg 2013: p.46)。しかし上記作業グループによる起草過程で GTCS がモデルとされたという資料は調査した限りでは見つけられなかった。ただ、次の3点から BCCT が GTCS を参考にしたことは確実である。1つは真の意味での包括的な専門職団体として当時モデルになるのは唯一 GTCS のみであったことである。2つは法案起草グループのメンバーと接触があったかどうかは確認できなかったが、当時 GTCS の事務局長であるサザランド (Sutherland, I.) がコンサルタントとして BC 政府を訪問し専門職団体の設立につき助言していること、また同時にカナダから政府関係者が GTCS 庁舎を訪問し助言を得ていることである³⁾。3つは、BCCT の制度が基本部分で GTCS と酷似していることである。さらにスタブラー (Stabler, E.) 論文に見られるように、1970年代以後カナダにおいて関係者の間で GTCS の存在が広く知られていたことも挙げておかなければならない (Stabler 1979)。

以上のような状況で政府主導で提案され、また短期間の審議の後、1987年5月19日に成立し、翌年1月1日に実施されることになった教育専門職法は、BCCT の主要事項について以下のよう

(i) 目的

公益を顧慮しつつ、協会員及び協会員としての申請者の教育、専門職としての責任、能力の基準を確立し、またこれらの事項に関して協会員の専門職としての利益を推進すること。(第4条)

(ii) 協会構成員とその資格等

協会は学校法に基づき発行された正当なかつ現に所有している資格証の保有者、学校において校長、副校長などの管理者として雇用されている者、協会評議会が認めた者から構成される。教師として学校で勤務するためにはこの協会の会員でなければならない。なお、協会員は所定の会費を支払わねばならず、未払いの場合は会員の資格が停止される。(第3条)

(iii) BCCT の統治

協会は本法の規定に基づき評議会によって統治される。この評議会は、別に規定する方法によって会員によって選出された15名の委員、副総督 (Lieutenant Governor in Council) によって任命された2名の委員、副総督 (実質的には教育大臣) によって選ばれた2名の委員、大学の教育学部長によって指名され、大臣によって任命された1名の計20名で構成される。(第5条)

(iv) 評議会の権限

評議会は協会の諸業務を統治し管理する。その他次の業務を行う。(第22条)

・協会業務の処理に必要な人々を雇用し、執行委員会及び必要と考えられる他の諸委

員会を任命する。

- ・協会の業務遂行に必要な活動を行い、費用を調達する。
- ・協会雇用者の給与及び諸手当を決定する。
- ・教師の継続教育を確立し、維持する。
- ・教師教育学部などの資格認証のための計画を承認する。
- ・諸業務処理に必要な、本法および学校法に矛盾しない規則を作成する。
- ・協会員としての加入のための適格性及び資格の基準を定める。そして、協会員として認められた人に対して資格証を交付する。

なお、諸業務の方針や実施、その他に関する決定は評議会の会議、年次総会にて行われる。

(v) 評議会の下での職務の執行

評議会の下に資格委員会 (Qualification Committee)、専門職職能成長委員会 (Professional Development Committee)、懲戒委員会 (Discipline Committee) の3つの委員会を置く。それぞれの委員会委員は評議会が任命する。(第26, 27, 28条)

資格委員会は入会及び資格の申請を調査し、また会員としての復帰につき調査する。専門職職能委員会は次の業務を行う。教育サービスの質の向上のための専門職職能成長計画を遂行し、協力し、または推進する。協会の認証に至る教師教育計画の企画評価に関し教師教育機関と協力する。現職教育計画の遂行、協力、促進を行う。

資格委員会、懲戒委員会と共同で個々の教師を支援する計画を開発する。等々である。

懲戒委員会は、所定の手続きに基づく教師に関わる報告、または苦情を受け取った場合、当該教師について予備調査を行い、また行為や能力についての調査を行う。その後、評議会又は懲戒委員会が査問会を開き、所定の手続きを経た後、評議会がけん責、協会員としての資格停止、同資格の抹消の決定を行う。

上記の規定に基づく BCCT の枠組みは、GTCS と評議員の構成、委員会の組織などで一定の相違があるが、その基本的な部分で大きな相違はない。

3、ブリティッシュ・コロンビア教師協会の活動の展開とその問題

教育専門職法案が議会上程されると BCTF は即座にそれを拒否しその成立に反対する姿勢を示した。BCTF の会長は「政府はどんな種類の教育制度を我々に課したいのかを語った。これは我々が望むものではない」と述べた (Glegg 1992: p.51)。またカナダ教師連盟の会長もこれに激しく反対し、「我が国の教育史上もっとも巨大な、もっとも悪意あるまた最も恥ずべ

き教育専門職に対する攻撃である」と述べた (Glegg 1992: p.51)。1987年4月のBCTFの広報誌は「政府がBCTFを攻撃する」という見出しを付け、BCCTの導入により政府が意図していることとして主として次の点をあげている⁴⁾。

(i)BCTFの専門職としての要素を分離すること、(ii)以前は法によって認められていたBCTFの組合員であることが義務であったこと(筆者注、クローズドショップ)が撤回され、BCTFを単に団体交渉機関にするものであること、(iii)教師の認証の費用を政府から教師に肩代わりさせるものであること、(iv)教師を異なった懲戒の仕組みに従わせること。以上である。しかしBCTFにとって最大の問題は組合組織の存続の危機であった。

BCTFは設置当初より、給与や勤務条件の改善とともに教師の専門職としての資質や適格性に関わる自治的統制の責任を担おうとしてきた(Ungerleider 1996: sheets 7-8)。そして1970年代になるとその具体化に動き、1974年には政府に組合に教師の認証や懲戒の役割を与えることを求め、組合と一体になった自治組織を提案した。政府はこれを認めなかったが、その後もこうした立場を維持してきた。したがって、BCTFはそれ以外の新しい組織を作り、これに権限を与えることに対して強く反対した。BCTFにとってクローズドショップ制が廃止され組合への加入が任意にされたことも大問題であった。そして、組織分断の方策をとらえ、BCTFに対する攻撃であり組合活動を滅亡させるものであるとみなした。

BCTFは地方において組合存続のために組合員を確保する運動を展開した。その結果BCの教師の98%が組合にとどまり、こうした教師たちがBCTFに再加入し組織は維持された。これと並行して、BCCT設置反対のため、他の労働組合組織の支援も受けてストライキやサボタージュなどの運動を展開した。しかしこうした反対運動によって政府が動かないことが明らかになった時、BCTFはその戦略を変更した。即ち、以後も反対の姿勢を示し、BCCTの廃止とその職務のBCTFへの移譲を訴え続けた一方、実質的にそれを支配することを画策し、法を骨抜きにする戦略を練っていった(Fleming 2011: p.117)。当時BCTFの事務局長及び会長を務めたノヴァコフスキー(Novakowski,K.)は「評議会の委員の多数を教師が占め彼らにBCTFから“出動命令”(marching order)を出すようにすること、つまりトロイの木馬戦略をとること」を選んだと証言している(Kendel 2013: p.47)。

BCCTを統治する責任は評議会にあった。評議会委員は合計20名であったが、このうち15名は協会員である教師の選挙でえられることになっていた。この選出につきBCは15の地方選挙区に分けられ各選挙区から1名の評議員が選出された。BCTFはこの選挙においてその関係者、その支持者を推薦し、当選させるべく資金を提供しつつ強力な運動を展開したのである。

教育専門職法は1988年1月1日に施行された。こうしてBCCTが設置されることになり、庁舎が借りあげられ、関係職員が雇用されて事務局の体制が整い、法定委員会が設置されるなどしてその活動が始まった。BCCT評議会委員のうち選挙によって選ばれる委員は1987年

秋に選ばれていた。その多くはBCTFの地方の支部又は地方組合において執行役員を務めた人々であった。また評議会の最初の会合において選出された議長は前のBCTFの会長であった。その後に行われた評議会委員選挙でもBCTFの関係者や支持者が実質的にはほぼ全員を占めた。

BCTFはこうして選ばれた評議員を通してBCCTの政策や規則の作成に影響を及ぼした。また評議会の職務は別に設置される法定委員会及び小委員会によって執行されたが、これら委員会でもBCTF系の委員が多数を占めた。委員会の会議次第や決定はBCTFの規則に準じて行われた。BCTFはその政策の趣旨や方針を評議会委員に伝達し理解を得るべくこれら委員と会合を持ち、またこれらの委員に評議会の状況や決定事項につきBCTFの執行委員会への報告を求めた。

BCCT設置後、政府はこれと適度な距離を保ち、介入を抑制する姿勢を示しその自律的運営を認めてきた。しかし、2001年に政権が変わるとこうしたBCTFの影響を抑制しようとし、2003年に教育専門職法を改正して評議会委員の構成を変えた(Teaching Profession Amendment Act 2003, Poole 2007: sheets 4,7)。すなわち、選挙で選ばれる評議員を8名に減らし、任命委員を12名に変えた。しかしこれにBCTFが反発し、BCCTの財政的基盤となる協会の会費の不払い運動を展開するという圧力をかけた。結局同年12月に再び法改正がなされ、選挙委員を12名に、任命委員を8名にした。こうしてその後もBCTFの影響は続いた。

BCCTの職務にはルーチン的なことも多く、その全てにBCTFが影響を及ぼし介入したわけではない。しかし重要な問題ではBCTFの意向が作用することが多かった。既述のようにBCCTは、協会の資格認定、専門職としての職能成長、不適格教師の処分という3つの主要な役割を果たしたが、これはそれぞれ法定委員会を通じて行われた。資格認定については資格委員会が設置された。これは当初教育省が処理していた基準や手続きを参考にした。またBC内の会員資格認定については、大学教育学部の資格取得の報告に基づいて行われたために大きな問題になることはなかった。しかし、BC外で資格を取得した者についての判断についてはBCTFがより厳しい基準を求めた。専門職としての職能成長の問題は専門職職能成長委員会が担当した。この委員会は、教師の職能成長を促進すること、教育学部と協力して教師の資格取得のための計画の企画及び評価を行うこと、そのための地方の専門家組織を確立すること等の重要な職務を行うことになっていた。しかし、BCTFは現職教師の職能成長の支援や促進についてはBCTF及び既存の他の組織が既に行っており、また個々の教師に任せるべきであるとの立場をとりBCCTの職務から外すべきとした。この意向を受けたBCCTは政府に組織改革を求めた。そしてこの委員会は教師教育計画委員会(Teacher Education Programs Committee)と改称され、大学の教師教育計画の検討、審査のみを担当することになった(Martin 1996: pp.602-604)。この教師教育計画についてBCCTは教師教育や資格に関する規則を制定できることになっていた。BCCTは大学教育学部の教師教育計画の認定につき事前にその計画を検

討したが、その内容のみならず体制やスタッフ等の細部について改善を求め、自治を主張する大学との間でしばしば紛争が生じ、訴訟問題にも発展した。中でも特に問題であったのは不適格教師の処分であった。これを担当したのは規律委員会であった。規則により不法行為を行うなどをして会員資格不適格者として審査対象になる者は、地方の教育委員会から報告された者、評議会が通告を受け付けた者で5名の評議員が署名した者、評議会の事務局長が通告を受け付けた者であった。しかし、その審査が停滞し、棚上げされることも多かった。それはBCTFの事情や方針に関係していた。BCTFは組合員が資格喪失の危機にある場合法的費用を援助した。また停職や解雇になった場合にその補償を行うことになり財政負担が生じた。組合員を守るという意図もあった。従って、できるだけそれを抑えようとしたのである (Glegg 1952: p.56)。2004年にBCTFが会員に出したイメールにおいて示した方針はこのことを端的に物語っている。それによれば、(i)BCCTによって処理される苦情の数を抑えること、また苦情がBCCTによって受け取られる前に地方の訴えの手続きが骨抜きになるように訴えの過程を変えること、(ii)オンラインによる教師の登録を実施しないこと、(iii)懲戒事案に関係した会員の名前を公表しないこと、(iv)教師の再認証のようなBCCTの規約を実施する政策を発展しないこと、(v)不利な事実認定が会員になされた懲戒事案についての法的費用を求めないこと (Kendel 2013: p.48)。こうして、実質的にBCCTが処理すべき相当数の不法行為を行った者について対応がなされず、棚上げにされた。後述のアビソン報告書は、児童ポルノ画像を所有していた者、性的暴行を働き有罪判決を受けた教師、麻薬取引で6年の刑を受けた教師などが処分されず適格とされた事例をあげているが (Avison 2010: p.23, 30)、こうしたBCTFの影響力行使は自己規制団体としてのBCCTの存在意義を無にするものであった。そして、こうしたことはBCCTの活動を阻害し、公益に反するものとして一般国民の目にも明らかになり次第に批判が高まっていったのである。

4、ブリティッシュ・コロンビア教師協会の解散の経緯と体制の転換

既述のように、BCCTは複雑な政治力学と政治状況の結果設置されたものである。しかし、設置当初はその活動に期待する意見もあった。例えば、グレッグは、「BCCTはその会員の高度な学識上の、また人間としての水準を確立し主張する権限のみならず責任を持っている。もしそれがその権限を賢明に使い、またその責任を本気で果たすならば、それは自己統治として、また主要な専門職として教授の確立に向けた大きな歩みを示すのもっともであろう」と述べている (Glegg 1992: p.59)。しかし、BCCTの活動が進むにつれて、対立や機能不全が明らかになってきた。また訴訟が相次いだ。BCTFのBCCTへの介入も顕著になってきた。政府は先述のように2003年に法改正を行い、その改革に乗り出したが事態は改善しなかった。2000

年代後半になると BCCT の内部から改革を求める動きが出てきた。そして、2009年12月には BCCT が独立して作用し、また独立して作用していると見なされるべくその能力を強化するための改善案が評議会に提出された。しかしこの改善案は評決されず、棚上げにされた。こうした状況に BCCT の11人の評議員が教育大臣に文書を送り、BCTF の介入と妨害状況を訴え、対応措置を求めた。教育大臣はこうした要請を受けて、2010年5月に元教育副大臣であるアビソン (Avison, D.) を指名し、BCCT の作動状況の確認と調査、さらに今後の在り方の検討を依頼した。アビソンへの付託事項は、教育専門職法に規定する BCCT の主要職務義務の執行状況及び成果の確認、他の専門職団体や認証団体と比較した場合の BCCT の成果の確認、BCCT 評議会の有効性、特に不法行為を行った教師についての対応状況の調査などであった⁵⁾。アビソンは多数の BCCT 関係者及び関係団体に聞き取り調査を行い、また BCCT の大量の書類を調べた。そして、同年10月に『分裂した協会：BCCT に関する実情調査者の報告書』(Avison 2010、通称アビソン報告)をまとめ、公表した。

アビソンはこの報告書の中で、大要次のように結論している (Avison 2010: p.32)。(i) BCCT は現在独立し信頼に値する存在としてみなされず、機能不全を起こしている。(ii) BCTF が BCCT の能力を妨害し、その権限の執行を制約するように作用している。(iii) BCCT の義務履行に関して、公益と協会の適正な利益のバランスがなく、協会の利益が支配的である。(iv)他の専門職団体に比して自己規制力に劣り、これらが設定すべき適正な基準類を欠いている。(v) BCCT 評議会は一体として機能せず、内部紛争と分派が生じている。また評議会は公益を守るよりも手続き上複雑なことにとらわれすぎている。(vi)評議会はより広い教育共同体の多くの信頼を失っている。以上である。

こうした結論を基礎に、「専門職としての規制を統治するために設立された他の諸団体と異なり、BCCT は他のそのような諸団体の職務を導く共通の目的に対する責任も、またそうした団体を指揮する専門職としての優秀性、共通性、及び能力に関わって焦点になることも達成しなかった」とし、またそれは職務義務の達成に失敗し、その評判は地に落ち、関係者からの信用も喪失したとしている (Avison 2010: p.33)。そして、最終的に「BC 政府は、教育省の管轄下に全ての関連する機能を取り返すことによって教育専門職の規制に関わる統制を再び主張する時である。再び既存のスタッフが必要な支援と重要な継続性の措置を提供するために雇われるべきである」と勧告した (Avison 2010: p.34)。この報告書に対して BCTF は、ショックを受け、深く憂慮する旨の型通りの声明を出したが、当時政府との間で職務負担、賃金や手当などについて激しい紛争状態にあったことも相まって、積極的な反対運動もまた情宣活動もなかった (Glegg 2013: p.56)。

この報告書が出されると、政府は直ちに対応を検討し、翌2011年10月26日に新たな教師法案を議会に上程した。そしてこれは野党にも支持され、6日間の審議の後可決され11月14日に正

式に成立し、2012年よりこれが施行されることになった。成立した教師法 (Teachers Act) は、BCCT を廃止し、それが担ってきた教師の認定、懲戒、専門職としての職能成長等の諸事項につき全て教育省に戻すことを規定し、これら进行处理するための新しい体制を規定した。この新しい体制を担う担当者や委員の選任及びその決定について、教育大臣が大きな権限を持ち、影響を及ぼし、また最終決定権を持つことになった (Ullich 2011)。即ち、独立した専門職団体は政府に吸収され、政府が再び教師の資質能力や適格性の統制を行うことになったのである。

2011年の教師法が規定する新しい体制は以下の通りである。まず第1にブリティッシュ・コロンビア教師評議会 (British Columbia Teachers' Council、以下 BCTC) を設置したことである (第3部、第1・2節)。BCTCは16名の委員から構成される。委員のうち3名は教師資格保有者から BCTF が指名し大臣が任命する。5名は規定に基づき選挙区から選出される。また8名は規定に基づき教育関係者及び団体から大臣が任命する。BCTCは公益を守り、教師資格審査基準、教師の行為及び能力の基準、教師教育計画承認基準等を決定する。また大学教育学部と協力して教師教育計画や評価を行い、また教師教育計画を承認する。BCTCの決定はすべて大臣に提出され、大臣は必要な場合60日以内に規則、基準、決定を却下、修正及び新たな決定を指示することができる。第2は、懲戒及び専門職行為委員会 (Disciplinary and Professional Conduct Board) を設置したことである (第3部第3節、第6部)。これは BCTC の委員の中から大臣が任命した9名の委員で構成される。委員会の委員は、懲戒関係審査会の設置が決まるとこの審査会の委員を務める。ただし、委員のうち1名は独立学校制度に知見を持つ者が含まれる。第3は、教師規制問題を担当する長官 (Commissioner) の設置が規定されたことである (第2部、第6部)。この長官は大臣の勧告に基づき、BCTC の事務局長が任命する。この長官は各種基準の決定に際して BCTC に勧告をなすことができる他、特に教師の不法行為などの審査につき大きな役割を果たすことになった。即ち長官は教師の不法行為などに関わる報告・苦情などの問題についての取り扱い、調査、審査、決定などに関わる規則を制定する。こうした教師についての報告、苦情は長官に通告される。長官は当該事案について、予備審査を行い、必要な調査を実施し、必要な場合は審査会の開催を決定する。また教師資格認定に関わる不服申し立ての問題も担当する。なお、長官の権限や義務は教育省のスタッフに委任することができる。第4は、教師資格担当部長 (Director of Certification) を設置したことである (第4部)。この担当部長は、教師資格の申請を審査し、要件を満たした場合資格証を発行する職務を行っている。この部長の下で、資格証の登録記録が保管維持される。また資格証の保有者の問題行動などが発覚した場合にはこれを見直し、また上記長官が命じた場合、審査会で決定がなされた場合、資格を取り消し、または停止する。この部長の職務についても省のスタッフに委任することができる。

この変更につき実質的にほとんどどこからも反対の声は生じなかった。BCTF もその機関

誌においてその事実を述べ、教師の労働条件に関わる問題について若干のコメントを述べただけであった。この改変についてはこれを肯定的に捉える見方が多かった。例えば、当時のサイモン・フレーザー大学の教育学部長であるキネス (Kines, L.) は、「・・・新しい制度は教員組合員が BCCT を支配していた時存在した不公正の様相を排除した」、「・・・私はそれは物事が不公正であったという認識の潜在的可能性を排除すると思う」と述べている (Kines 2012)。グレッグの言を引けば、BCCT の廃止に伴ういわば「葬儀において悲しむものは誰もいなかった」のである (Glegg 2012: p.58)。これは専門職団体であるイングランド総合教職評議会 (General Teaching Council for England) が2011年に廃止された時と同様の様相を示している (藤田 2015)。イングランドでも、政府もまた教員組合もこれを批判し、その廃止を歓迎しそれを支持したのは一部の専門家たちだけであった。グレッグはこの問題について、「単なる仕事というよりむしろ専門職としての教育の問題は BC において厳しい後退の被害をこうむった。教師の自治の概念は予見できる将来復活するという見込みはほとんどないように思える。残念ながら誰もそのことに気を留めていない」と述べている (Glegg 2012: p.69)。

5、おわりに

以上本稿は、BC において専門職団体として BCCT が設置された経過を辿り、それが設置されて以後 BCTF の影響下で展開された活動、それに伴い生じた様々な問題状況を明らかにした後、BCCT が廃止され政府機関に吸収される経過について述べてきた。

BCCT について、ウンガーライダー (Ungerleider, C.S.) は対立や BCTF の介入があったもののなお教師の専門職性の維持に一定の効果があったとして次のように述べている。「BCCT を設置することによって社会信用政権はアメリカやイギリスで生じている非専門職化に対する非常に効果的な防衛の1つを設けた。・・・BCCT に認証や規律、教師教育計画の見直しの権利を与えることによって、政府は専門職性に対する攻撃に抵抗する法的かつ組織的基礎を教師に提供した。」(Ungerleider 1996 : sheet 7)

しかし BCCT については否定的な評価が多かった。グレッグは、「BCCT は GTCS のなしていることをなそうとしてきた。そしてそれは完全に失敗した」と述べている。グレッグは続けてその失敗の原因を次のように述べている。「組合と政府の間の葛藤の時代の間に相談なしに導入された当初の立法が思慮もなく、判断力に欠けたものであったという事実をたとえ受け入れるとしても、この失敗の責めはまさに BCTF の態度にある。それは自らの政策を支持して、BCCT の委託事項の専門的側面を拒否した。そして、公益を差し置いて組合員の利益を優先させ、自らのイデオロギーを優先させた。」(Glegg 2012: p.60) 彼はこのように組合が自己の利益を優先し介入したことが BCCT 挫折の最大の要因としているのである。ケンデルもまたこの

点に言及している。彼は、「BCCTの成功を侵害すべくBCTFによって用いられた戦術は、戦争を行っている国によって時々用いられる焦土作戦の古典的な例である。その政策は敵の手中に自らの資産が落ちるリスクより自らの国の資産のすべてを完全に破壊するのが好ましいという前提に基づいている。・・・BCにおいて教師が完全に政府の規制の下に置かれることに達した事実の経過に何らの勝利もない」としてBCTFを激しく非難している（Kendel 2013: p.46）。

これまで論じてきたBCCTの設置、作動状況及び解体の過程等をプロトタイプであるGTCSの歴史と比較した場合その相違点が明確になる⁶⁾。

第1に、GTCSの設置は、BCCTのように政府主導で上から進められたものではなく教師の専門職としての地位の確立を目指す教員組合の要求に政府が応じることによってなされたものであった。第2に、GTCSの在り方を検討した委員会及びその勧告に基づき成立した法律等は専門職団体の特殊利益よりも公益の確保を優先させ、最終決定権を議会や大臣に与え、GTCSにはそれを前提にして自律性を与えた。即ち専門職の利益が最優先ではなく、GTCSは常に議会に説明責任を有しているのである。第3に、GTCSは設置後しばらくその設立の趣旨を理解しない教師たち等から反対にさらされ制度存続の危機が生じるが、関係者の懸命の合意形成の努力によりこれが克服された。GTCSの幹部であったのホワイトフォード（Whiteford, J.L.）はかつて、「GTCSが短期間で非常に多くのことを成し遂げてきたのは、短気よりも忍耐によってであり、特権よりも説得によってである」とその成功の理由を述べている（Whiteford 1990: p.30）。第4に、GTCSには教員組合関係者も評議員として多数選出されたが、時期のよって異なるものの、おおむね彼らは組合代表としてではなく一人の教育専門家として活動した。またGTCSのリーダーたちも、GTCSの活動が全てのスコットランド教師の意向を踏まえるように努めたことである。この点でBCCTとは大きく異なっている。スコットランド教育研究の大御所であるヒュームズ（Humes, W.）は、これらの点について次のように述べている。「GTCSが1965年に最初に設置された時、組合はそのメンバーの一定の者を当選させることに熱心であった。当時スコットランド教師協会（Educational Institute of Scotland、以下EIS）とスコットランド中等教師連盟（Scottish Secondary Teachers' Association）の2つの主要な組合が候補者を立てた。EISは委員の多数を選出するのに成功した。しかし、はじめからGTCSのリーダーは選挙で選ばれた委員が全てのスコットランド教師を代表する責任を持っていることを熱心に説いた。これは政治的に賢明であった。なぜなら、もしGTCSが組合の政策を推進する単なる別の会合とみなされるならば、それは政府から歓迎されない注視を受けた可能性があるためである。・・・スコットランドでは、EISはその急進的な主張にも拘らず、教育の確立した存在の一部になっている。⁷⁾」第5に、教員組合側はまた給与や労働条件を中心に活動し、GTCSが教師の資質能力の問題を担当することを認めこれを支持した。第6に、2000年前後からより広範な役割を果たすべく職務権限が強化されたが、それとともに評議会に教育関係者以

外の一般国民の意見を反映させるべく、評議員として組み入れる等の制度改革がなされた。そして2011年にはそれまでの実績が高く評価され、GTCSは政府から完全に独立する地位を獲得し、教師の資質能力向上に関わる広範な職務を果たし、今日教育政策の形成過程にも大きな影響力を持つようになった。政府は2017年に大規模な教育改革の一環でGTCSを整理統合する法案を作成し、諮問文書を出したが、これに意見を寄せた人々及び教員組合を含む団体の全てがこれに反対し、結局廃案になった。このことはGTCSに対する支持が如何に強いかを示す証左である。

長年GTCSにおいて政策の形成や実施に携わってきたハミルトン(Hamilton,T.)は、特に専門職団体が政府と組合との間で微妙な位置にあることについて次のように述べている。「……これらの関係は教育の内部において重要である。もしもGTCSがその独立的な地位を維持しようとするならば、それは組合や政府から一定の距離を保っていると確実にみられるように作用しなければならない。最近まで、通常の反応は、組合はGTCSが政府に近すぎると考えた。一方政府はGTCSが組合にあまりにも近いと考えた。そして、その位置取りにおいておそらく適正であるべきことを示唆した。」(Hamilton 2018: p.881) その上で、政府の進める政策にあまりに迎合していると見られ、御用団体として見られないようにすべきこと、また組合の傀儡として見られることがないように述べている。こうした姿勢とあいまって、GTCSが今まで存続し、大きな役割を果たし影響力を持っているのは、スコットランドの教育行政における協働体制や合意形成の風土を基礎とするものであり、また関係当事者が共有する教職の専門職確立に向けた意識に基づくものであると考えられる。プロトタイプであるGTCSから見た場合、BCCTの挫折の原因はおのずと明らかなるものと思う。

[注]

- 1) 本稿では主として給与及び勤務条件改善のために活動する団体を教員組合、教師の資質能力の向上、適格性の確保に関わる団体を専門職団体とする。
- 2) BCCTの設置に至る過程、設置時の状況については、特に次の文献を参考にした。Fleming 2003: pp.230-232, Fleming 2011:p.217, Slinn 2011a:p.49-54, Slinn 2011b: pp.3-5, Whiteley 2017:pp.29-35.
- 3) これらの点については、サザランドの他、2002年から2008年まで事務局長を務めたマッキーバー(MacIver,M.)及び長年教育政策策定の責任者を務めたハミルトン(Hamilton,T.)等から証言を得た。[Email from Sutherland,I. to Author (19/6/2020), from MacIver to Author (01/6/2020), Hamilton to Author (interview at the GTCS, 28/8/2019)] サザランドは、政府関係者への助言の際、特に専門職団体が法的基礎を持つ団体であるべきこと、登録を義務とすべきこと、教師教育及び教師の懲戒の権限は不可欠であることを勧告したと言う。クレッグもサザランドの証言を基礎としている(Glegg

- 2013:p.61)。なお、本文で述べたとおり、原案は秘密裏に作成されたものであり、資料の入手は困難であり、現時点でその経緯の詳細を辿ることができない。
- 4) BCCTの場合、12名が会員の選挙で、8名が大臣の任命によって選ばれた。GTCSの場合18名が大臣によって任命され、6名が大臣により指名された。また26名が会員の選挙によって選ばれた。(2004年当時)
 - 4) BCTF Newsletter, April 9 1987.
 - 5) アビソンが指名され、調査を付託されるまでの事情は、アビソン報告書による (Avison 2010:pp.4-8)
 - 6) BCCTとの比較については、既に著したGTCSの成立発展に関する論文を基礎として考察した。(藤田 2016、2019)
 - 7) Email : From Walter Humes to Author, 14/2/2021.

[参考文献]

- 1 藤田弘之 (2015)、「イギリス連立政権下の総合教職評議会 (General Teaching Council for England) の廃止と不適格教師に関わる対応措置の改変に関する考察」、『滋賀大学教育学部紀要』、第65号、pp.87-100.
- 2 藤田弘之 (2016)、「スコットランド総合教職評議会 (General Teaching Council for Scotland) の設立に関する小論：教師の専門的地位及び資質能力向上のための制度的基盤確立課程の検討」、『研究論集』(関西外国語大学)、第104号、pp.97-115.
- 3 藤田弘之 (2019)、「スコットランド総合教職評議会 (General Teaching Council for Scotland) の政府当局からの独立性の強化をめぐる小論：その経過、制度及び作用を中心として」、『研究論集』(関西外国語大学)、第109号、pp.103-121.
- 4 Adams, T.L. (2017), Self-regulating professions: past, present, future, *Journal of Profession and Organization*, 4, pp.70-87.
- 5 Avison, D.J. (2010), *A College Divided: Report of the Fact Finder on the BC College of Teachers*.
- 6 Bowman, J., Ellis, P., Smart, D. and Wiens, W. (1994), Review of Teacher Education in British Columbia, *Journal of Education for Teaching*, 20-1, pp.9-21.
- 7 Fleming, T. (2002), From Educational Government to the Government of Education: The Decline and Fall of the British Columbia Ministry of Education, 1972-1996, *Historical Studies in Education*, 15-2, pp.210-236.
- 8 Fleming, T. (2011), *World Apart: British Columbia Schools, Politics and Labour Relations Before and After 1972*, Bendall Books.
- 9 Glegg, A.R.L. (1992), Five Years of Teacher Self-Governance: the British Columbia College of Teachers, *Journal of Educational Administration and Foundations*, 7-2, pp.46-61.
- 10 Glegg, A.R.L. (2013), The British Columbia College of Teachers: An Obituary, *Historical Studies in*

- Education*, 25-2, pp.45-64.
- 11 Hamilton, T. (2018), The General Teaching Council for Scotland as an Independent Body-But for How Long? , in Bryce, T.G.K. and others edited, *Scottish Education Fifth Edition*, Edinburgh University Press.
 - 12 Kendel,D.D. (2013), *For the Sake of Students, A Report Prepared by D. Dennis Kendel on Current and Future Teacher Regulation in the Province of Saskatchewan*.
 - 13 Kines,E. (2012), New teachers' disciplinary agency takes away union power at hearings, *Victoria Times-Colonist*, 6 Jan 2012.
 - 14 MacKinnon,F. (1960),*The Politics of Education: A Study of the Political Administration of the Public Schools*, University of Tront Press.
 - 15 Martin,Y.M. (1996), Teacher education policy-making in British Columbia:1872-1994, *Journal of Education Policy*, 11-5,pp.593-609.
 - 16 Poole, W.(2007), Neo-liberalism in British Columbia Education and Teachers' Union Resistance. (13 sheets)
 - 17 Sheehan,N.M, & Wilson, J.D. (1994), From Normal School to the University to the College of Teachers: Teacher Educaiton in British Columbia in the 20th century, *Journal of Education for Teaching*, 20-1, pp.23-32.
 - 18 Slinn,S. (2011a), Structuring Reality So That the Law Will Follow: British Columbia Teachers' Quest for Collective Bargaining Rights, *Labour/Le Travail*, 68, pp.35-77.
 - 19 Slinn,S., (2011b),Conflict Without Compromise: The Case of Public Sector Teacher Bargaining in British Columbia, in Slinn,S. and Weetman,A. edited, *Dynamic Negotiations:Teacher labour Relations in Canadian Elementary and Secondary Education*, McGill-Queen's University Press.
 - 20 Stabler,E. (1979),Self-Government and the Teaching Profession : A Comparison of Canada and Scotland, *Canadian Journal of Education*, 4-2,pp.1-14.
 - 21 Ullrich,D. (2011), New Teachers Act aiming to restore public confidence, Dec 5, <https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=668b-8b67c6-8b6e-4299-8f33-5e4becb89dec>, accessed 29/12/2020.
 - 22 Ungerleider,C.S. (1996), Globalization, Professionalization and Educational Politics in British Columbia, *Canadian Journal of Educational Administration and Policy*, 9. (11 sheets)
 - 23 Whiteford,J.J. (1990), The background of the establishment of the Council and its historical development, in The General Teaching Council for Scotland Handbook (5th edition), GTCS.
 - 24 Whiteley,R. (2017), Let's Talk About Schools: Educational Policy-Making in British Columbia in the 1970s and 1980s, *BC Studies*, 193, pp.15-39.